

「こども誰でも通園制度」募集要項

学校法人双葉学園（理事長 岸 豊）が運営する幼保連携型認定こども園「双葉幼稚園」と「湯沢よつばこども園」は、令和6年度に国が実施する「こども誰でも通園制度」の試行的事業を実施する施設に採択されました。

この試行的事業は、保護者の方の就労要件を問わず、どなたでも気軽に保育所等を利用する機会を提供し、こどもを中心に保護者の皆さんと一緒に「こどもの育ちを支えていく」ことをねらいとしています。

① 対象とするこども

保育園、認定こども園等を利用していない**0歳6か月から2歳**までのこども

② 実施する施設

幼保連携型認定こども園 双葉幼稚園（乳児園部）
ふたば子育て支援センター「にこにこ」
幼保連携型認定こども園 湯沢よつばこども園

③ 実施期間及び開設日、開設時間

実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

双葉幼稚園（乳児園部）	月曜日～金曜日	午前 9時00分～12時00分 午後 1時30分～4時30分
ふたば子育て支援センター	火曜日～土曜日	午前 9時00分～12時00分 午後 1時30分～4時30分
湯沢よつばこども園	月曜日～金曜日	午前 9時00分～12時00分 午後 1時30分～4時30分

④ 利用形態

【定期利用型】

園が予め定めた開設日・開設時間の範囲で、利用する日や時間を固定し継続して活用する形態

【自由利用型】

園が予め定めた開設日・開設時間の範囲で、利用する日や時間を固定しないで柔軟に活用する形態（但し、月ごとに利用する日や時間帯を予約する必要があります。事前の変更やキャンセルも可）

⑤ 実施方法

こどもの情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添いながら、こどもの発達過程に応じた保育等を実践するため、保護者の方と相談しながら保育方法を選択します。

【専用室独立実施型】

特定の保育者との安心できる関係づくりが重要となる0歳児を主な対象として、在園児とは別の専用スペースを設けて保育等を提供します。

保護者と離れることへの不安が強い子どもには、慣れるまでの一定期間保護者が寄り添いながら保育する「親子通園」も可能です。

【在園児合同保育型】

周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身の健やかな成長・発達が必要となる1～2歳児を主な対象として、専用スペースを設けずに在園児と一緒に保育等を提供します。

⑥ 利用が可能となる時間及び利用者負担額

【利用できる時間枠】

令和6年度に実施する試行的事業では、利用が可能となる時間の上限が**一人当たり「月10時間」**と定められています。この時間枠を超えて施設の利用を希望する方は、一時預かり事業（一般型）との併用も可能となっておりますので申込みの際にお話してください。

【利用者負担額】

試行的事業実施に係る経費の一部は湯沢市から実施施設に補助金として交付されますが、運営費の不足分に充てる経費として利用者から一定額を施設が徴収する仕組みとなっております。令和6年度に実施する試行的事業につきましては、**一人当たり1時間200円**をいただくこととしております。なお、利用時間内に給食の提供を希望される方は、**1食につき300円**を利用者負担金とは別にいただきます。

⑦ 一時預かり事業（一般型）との関係

「こども誰でも通園制度」がこどもを中心として「こどもの育ちを支えていく」制度であることに対し、一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが困難となった場合や保護者の負担を軽減するため一時的に預かることが望ましいと判断される場合に保育所等で必要な保護を行う事業となっています。

当園では、「こども誰でも通園制度」の限られた時間枠を有効に活用する

ため、一時預かり事業との組み合わせも可能としておりますが、一時預かり事業を利用する時間帯は、提供するサービスの内容や仕組み、担当する保育教諭も替わることとなりますのでご留意願います。（一時預かり事業の利用者負担金は1時間100円となります）

⑧ 利用申し込み方法

「こども誰でも通園制度」の利用を希望される方は、次の担当窓口までお知らせ願います。ご連絡を頂いた方を対象とした説明会の開催を後日ご案内いたします。説明会場で「利用申込書」をお渡ししますので申込期限までに担当窓口にご提出してください。

具体的な支援内容につきましては、保護者の方との個別面談をとおして「支援計画」を策定することとなります。

こども誰でも通園制度担当窓口

湯沢市表町四丁目5番23号 ふたば子育て支援センター「にこにこ」

電話 **0183-56-6247** fax 0183-56-6249 担当 高橋

※受付時間 **火曜日～土曜日** 午前9時から午後5時まで

⑨ 事業開始までのスケジュール

2月中旬～：募集要項の公開・配布（支援関係機関）利用希望者受付開始

3月中旬～：説明会開催通知送付（説明会3月 日）利用申込書受理

3月下旬：保護者との面談（個別支援計画の策定）

【その他留意事項】

- 障害等により特別な配慮を必要とするこどもの受入も行いますが、試行的事業でもあり、十分に対応できる設備や保育環境が整わず配置する職員に過度な負担が及ぶ場合は、障害の程度により利用をご遠慮いただく場合があります。
- 「こども誰でも通園制度」では、こどもの安心・安全を担保し、こどもの個性を大事に育てるために一定の個人情報をお申込や面談の際にいただきます。こうした情報は利用者の同意をいただいた上で、委託先である湯沢市と共有する場合があります。
- こども及び保護者の方の心身の状況、養育環境等を踏まえ、利用者負担額を軽減できる場合があります。